



許可番号 3620054631

産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 6 5 2 番地の 1

氏 名 株式会社丸八木村商店
代表取締役 木村 精伯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。
第 1 4 条 の 2 第 1 項

徳島県知事 飯泉 嘉



許可の年月日 平成 3 0 年 1 1 月 8 日

許可の有効年月日 平成 3 5 年 1 1 月 4 日

1. 事業の範囲

(1) 許可の種類

中間処理(圧縮, 破碎, 切断・圧縮)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

圧縮: 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

(以上 3 種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

破碎: 廃プラスチック類

(以上 1 種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

切断・圧縮: 金属くず

(以上 1 種類, 特別管理産業廃棄物, 自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月5日	新規許可	平成26年1月8日	更新許可
平成15年11月5日	更新許可	平成28年6月17日	変更許可(切断・圧縮の追加)
平成19年9月20日	変更許可(破碎の追加)	平成30年4月9日	変更届出(圧縮機の変更)
平成20年10月16日	変更届出(破碎の廃止)	平成30年11月8日	更新許可
平成20年12月3日	更新許可		
平成21年3月3日	変更許可(廃プラスチック類及び破碎の追加)		

5. 規則第 1 0 条 の 4 第 5 項 の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：圧縮施設 (No30型)
設 置 場 所：徳島県吉野川市鴨島町鴨島 6 5 2 番地の 1
設 置 年 月 日：平成30年 4 月 9 日
処 理 能 力：30.2 t / 日

種 類：破碎施設 (SM6080)
設 置 場 所：徳島県吉野川市鴨島町鴨島 6 5 2 番地の 1
設 置 年 月 日：平成20年 1 月 15 日
処 理 能 力：4.24t/日 (8時間, 0.53t/h)

種 類：切断・圧縮施設 (800AK)
設 置 場 所：徳島県阿波市土成町宮川内字下山田 2 0 番 1
設 置 年 月 日：平成20年
処 理 能 力：105.2t/日 (8時間, 13.15t/h)

以下余白

コピー不可